

# 事後審査事案の傾向・事例

(輸出貿易管理令別表第2及び輸入貿易管理令に基づく輸出入承認の事後審査)

平成24年4月  
経済産業省 貿易経済協力局  
貿易管理部 貿易管理課

## 1. 最近の違反原因・貨物の傾向

## 2. 違反原因別の事例の概要

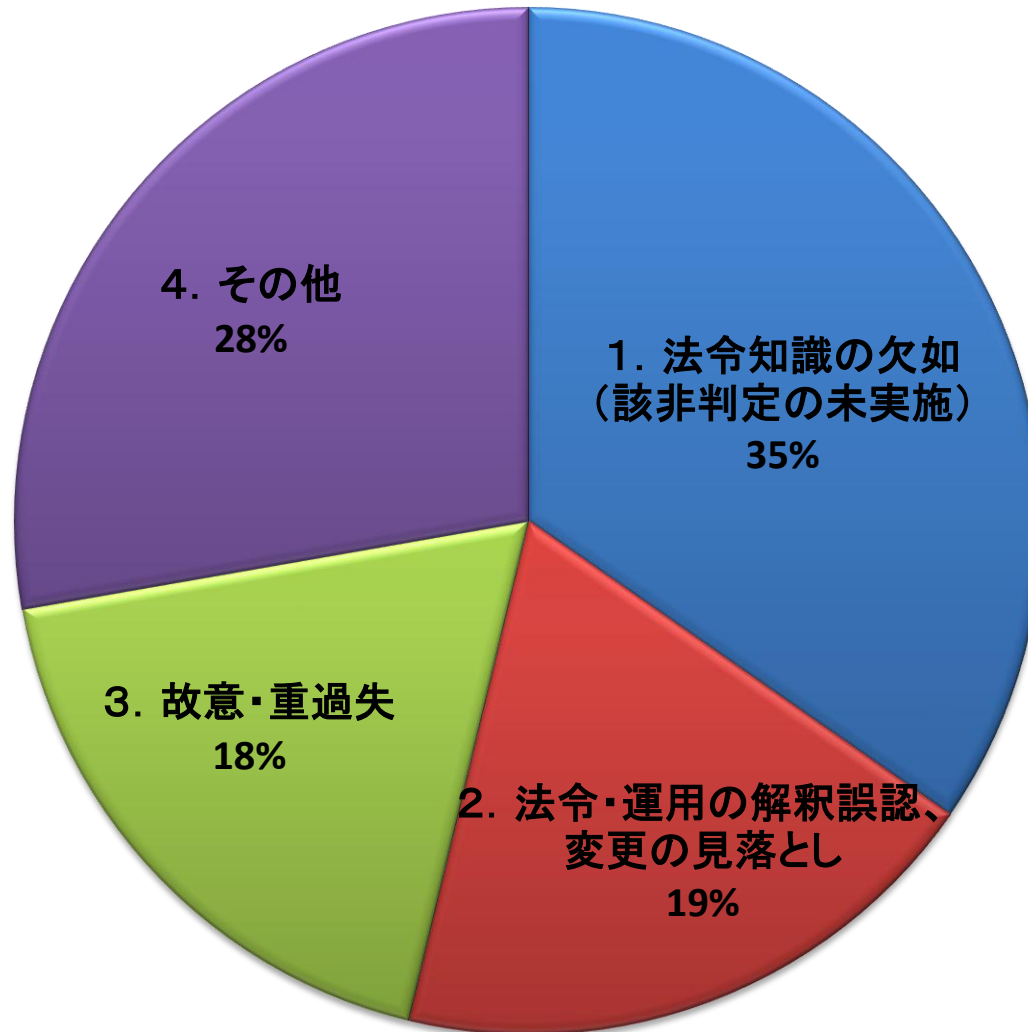
## 3. 違反事例

- (1) 少額特例違反 (①契約額か税関申告額か、②外貨建ての換算率、③少額特例とは)
- (2) 麻薬等原材料 (トルエン、エチルメチルケトン、硫酸等を一定割合以上含有する接着剤、インク、樹脂等)
- (3) ワシントン条約規制貨物 (①化粧品、②皮革製品)
- (4) いわゆる迂回輸出入 (①迂回輸出(仕向地)、②迂回輸入(原産地、船積地域))
- (5) その他 (①ATAカルネ、②インターネット売買・個人輸入、③皮革等の委託加工、④アスベスト(石綿)含有品)

※輸出貿易管理令別表第1等の輸出許可にかかる事後審査については、[「当省 安全保障貿易管理」](#)参照

※青文字下線の箇所は関係Webサイトにリンクが設定してあります

# 1(1). 最近の違反原因の傾向(2008年1月～2012年3月)

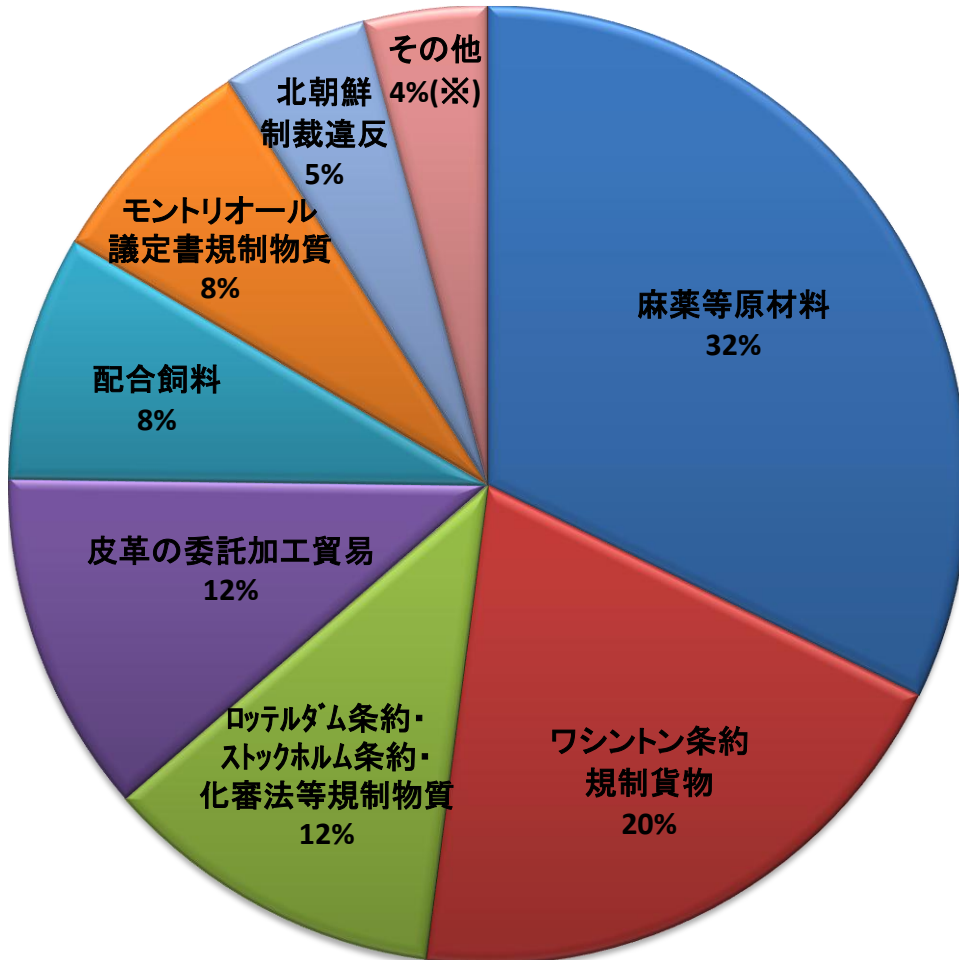


注) 該非判定(がいひはんてい)

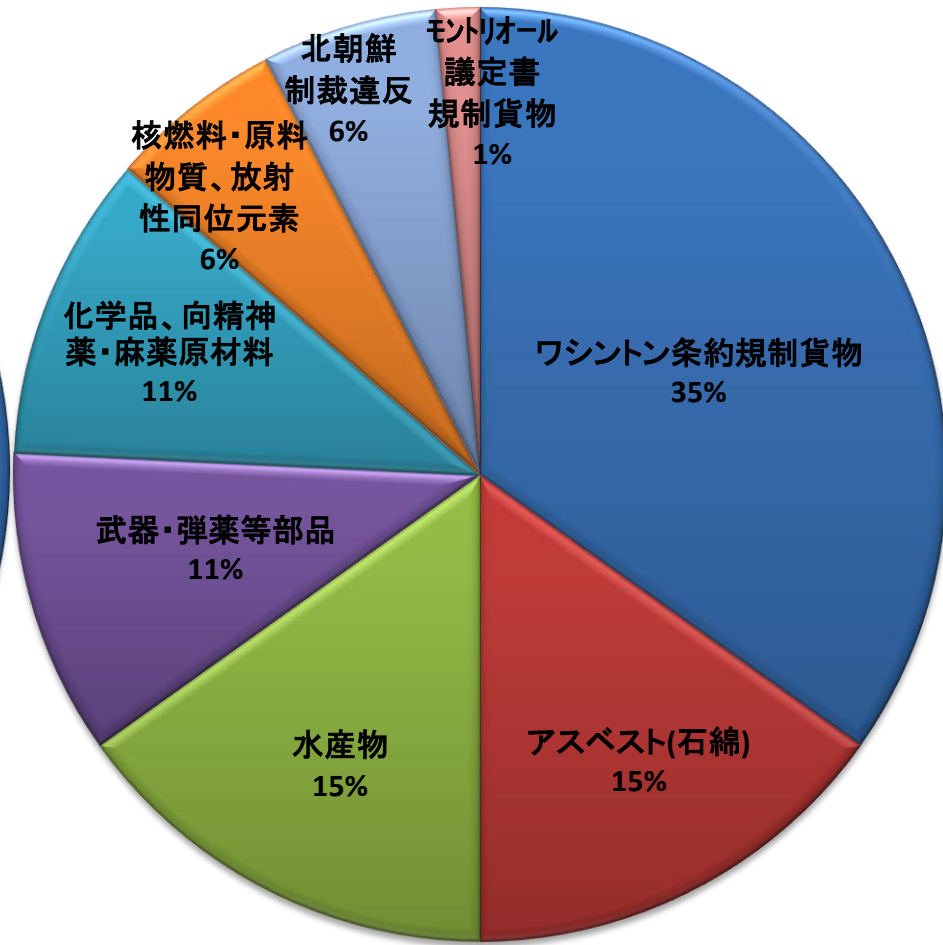
輸出入しようとする貨物が法令で規制されているものであるか否かを判定すること。

# 1(2). 最近の違反貨物の傾向(2008年1月～2012年3月)

## ①輸出



## ②輸入



(※) その他の内訳は下記のとおり。  
ダイヤモンド原石、うなぎの稚魚、  
バーゼル法・廃掃法等規制物質、核原料・燃料物質。

## 2(1). 違反原因別の事例の概要

### (1) 法令知識の欠如（該非判定未実施）

事例の概要	補足
<p>・従来と異なる種類の塗料を輸出することになったが、<u>その成分等を確認することなく漫然と輸出した</u>。当該塗料はロッテルダム条約で規制している〇〇が含まれていたため、輸出承認が必要だった。</p>	<p>・<b>新たに輸出入する場合には、必ずその製品が規制貨物か否かの確認が必要です。</b>（該非判定）</p> <p>・メーカー等からその製品の情報を取得して（化学物質の場合はMSDSの入手等）自ら確認することが重要です。</p>
<p>・初めて△△を輸出することになったが、通関手続きを依頼した<u>通関業者等が何らかの手続きが必要であれば指示してくれると思い込み、自社で法令確認・該非判定を行わず輸出した</u>。△△には、モンリール議定書で規制されている□□が含まれていたため、輸出承認が必要だった。</p>	<p>・運送や輸出入の手続きを他社に依頼する場合でも、<b>輸出者（荷主）が責任をもって法令確認を行う必要があります。</b>無承認輸出入の場合には、<b>手続を行った通関業者でなく輸出入者（荷主）が外為法違反に問われます。</b></p>
<p>・<u>輸入した資材に不具合があったので、詳細を確認することなく返品（輸出）した</u>。当該資材にはトルエンが50%を超えて含まれていたため、輸出承認が必要だった。</p>	<p>・自社製品の出荷（輸出入）の際には適切に該非判定を行い輸出入承認を得ている企業でも、<b>資材調達や返品・修理品等輸出入の際に、該非判定を怠ってしまい、違反となるケースが散見されます。</b>製品の出荷の場合と同様の注意を、あらゆる輸出入に払う必要があります。</p>

注) 規制貨物

本資料では、輸出貿易管理令、輸入貿易管理令で輸出入承認が必要な貨物を指すこととします。

## 2(2). 違反原因別の事例の概要

### (2) 法令・運用の解釈の誤認

事例の概要	補足
<p>&lt;少額特例の解釈&gt; ・配合飼料の輸出に際して契約額は15万円超だったが、<u>分割輸出すると個々の税関申告額が15万円以下となるので少額特例が適用できると誤認し</u>、輸出承認を得ることなく輸出した。少額特例が適用されるか否かを判断する額は契約額なので、輸出承認が必要だった。</p>	<p>・規制貨物でも輸出貿易管理令別表第7により一定の契約額以下の場合には輸出承認が不要の場合があります(3(1)③参照)。 ・<u>輸出を分割し税関申告額が一定額以下なら少額特例が適用できると誤認し、違反</u>となり、税関の事後調査で発覚、通報されるケースが散見されます。</p>
<p>&lt;手続誤認&gt; ・ワシントン条約附属書Ⅱに指定されている□□をA国から輸入することになったが、<u>手続きが必要なのは輸出国のA国のみで、輸入国の日本では手続きが不要だと誤認</u>して輸入した。日本でも、税関で輸出国管理当局の発行したCITES許可書の通関時確認が必要だった。</p>	<p>・<u>輸入国、輸出国それぞれの法令に従った手続きを行う必要があります。</u> ・ワシントン条約で規制されている貨物を輸入する際には、輸出国管理当局からCITES許可書を取得するだけでなく、日本でも附属書の区分等によって輸入承認、事前確認、通関時確認等がそれぞれ必要です。</p>

注) CITES許可書(さいてすきよかしよ)

本資料では、ワシントン条約に基づく輸出許可書を指すこととします。

## 2(3). 違反原因別の事例の概要

### (3) 法令・運用の変更の見落とし

事例の概要	補足
<p>・製品を初めて輸出したX年前には該非判定を行い、<u>非該当だったので、非該当品として輸出を継続していたが、X年X月に〇〇条約の改正で規制貨物となったことに気づかず、無承認で輸出してしまっていた。</u></p>	<p>・国際協定、条約による規制・保護の必要性の高まり等により、法令・運用が改正され<u>規制貨物に変更・追加</u>されることがあります。<u>定期的もしくは輸出入の都度、最新の法令、規制内容を確認する必要があります。</u>(「<a href="#">当省 貿易管理 新着情報一覧</a>」等参照)</p>
<p>・従来より××を、<u>税関での通関時確認を受けて輸入していたが、◇年◇月から経済産業大臣の事前確認が必要となったことに気づかず、適切な確認を受けずに輸入してしまった。</u></p>	<p>・国際協定、条約による規制・保護の必要性の高まり等により、法令・運用が改正され<u>輸出入承認の手続きが変更</u>されることがあります。<u>定期的もしくは輸出入の都度、最新の法令、規制内容を確認する必要があります。</u>(「<a href="#">当省 貿易管理 新着情報一覧</a>」等参照)</p>

## 3(1)①. 違反事例(少額特例)

違反事例①: 契約額か輸出額(税関申告額)か  
エチルメチルケトン60%含有の接着剤(別表第2の21の3の項)を45万円分受注し、船積の都合で20万円分と25万円分の2回に分けて輸出することになった。1回の輸出額(税関申告額)が30万円以下だったので、経済産業大臣の輸出承認を得ずに輸出した。

- 少額特例が適用されるか否かを判断する金額は、各輸出額(税関申告額)ではなく、契約額です。
- 事例のように分割して輸出する場合で、各輸出額(税関申告額)が30万円以下でも、契約額(45万円)が30万円を超える場合は、輸出承認が必要です。
- 逆に、輸出承認を取得した場合には、有効期限内なら何回にも分けて輸出できます。事例の場合、契約全体(45万円分)の輸出承認を取得すれば、その後15万円分、15万円分、15万円分等、何度にも分けて輸出可能です。
- なお、少額特例は特定の貨物のみ適用されているもので、少額特例が適用される額も、貨物によって30万円、15万円、5万円、3万円と各々定められていますので、ご注意ください。(3(1)③または輸出貿易管理令別表第7参照)

## 3(1)②. 違反事例(少額特例)

違反事例②: 外貨建て契約の場合の円貨への換算

アセトン55%含有の樹脂(別表第2の21の3の項)を3,400米ドル分受注した。  
輸出日の実勢相場が1ドル=88円だったので、 $3,400\text{ドル} \times 88\text{円} = 299,200\text{円}$ となったため、経済産業大臣の輸出承認を得ずに輸出した。

- 外貨建ての円貨への換算は、「外国為替の取引等の報告に関する省令(平成10年大蔵省令第29号)第35条第2号の規定に基づき、財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場」で行います。毎月決定され、基準外国為替相場及び裁定外国為替相場として、日本銀行Webサイトに公示されます。「当省貿易管理 換算率について」から確認できます。
- また、輸出日の同換算率ではなく、「契約締結日の同換算率で換算」します。
- 違反事例②の場合、「契約締結日の換算率」が1ドル=89円の場合、 $3,400\text{ドル} = 302,600\text{円}$ となり、輸出承認を取得する必要があります。



## 3(1)③. 違反事例(少額特例)

- 輸出貿易管理令別表第2の輸出承認が必要な貨物の輸出であっても、下記別表第7のとおり、契約額によっては少額特例が適用されて輸出承認を得る必要がない場合があります。
- しかし、誤った解釈により少額特例が適用されると誤認して輸出承認を得ずに輸出してしまい、違反(無承認輸出)となるケースが少なくありませんので、ご注意ください。(違反事例3(1)①、同②参照)

<輸出貿易管理令第4条第3号(抄)>

第2条第1項第2号(輸出の承認)の規定は総価額が別表第7に掲げる貨物の区分に応じ、同表に掲げる金額以下の貨物を輸出しようとする場合には、適用しない。

<別表第7(抄)>

貨物の区分		金額
別表第2の21の3の項の中欄に掲げる貨物のうちアセトン、エチルエーテルその他の経済産業省令で定めるもの	アセトン、エチルエーテル、エチルメチルケトン(別名メチルエチルケトン)、塩化水素の水溶液(塩酸)、トルエン、硫酸	30万円
別表第2の28、29及び32の項の中欄に掲げる貨物	ふすま、米ぬか、麦ぬか、飼料の安全性の確保及び改善に関する施行令第一条第一号及び第二号に掲げる動物の配合飼料、せん、ならの丸太(そま角及び最少横断面における丸身が30パーセント以上の製材を含む。)	15万円
別表第2の19及び33の項の中欄に掲げる貨物	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)第2条第1項に規定する血液製剤、うなぎの稚魚	5万円
別表第2の30及び34の項の中欄に掲げる貨物	しいたけ種菌、冷凍のあさり(仕向地がアメリカ合衆国のもの)、はまぐり(仕向地がアメリカ合衆国のもの)、いがい(仕向地がアメリカ合衆国のもの)	3万円

## 3(2). 違反事例(麻薬等原材料)

### 違反事例③:

海外の関係会社から製造方法について相談を受け、自社の製造工程で使用している表面処理剤を推薦し、輸出することになった。初めての輸出だったが、表面処理剤の内容や法令を確認することなく輸出してしまった。硫酸含有率が10%を超えており、輸出承認が必要だった。

- 貨物別の違反では、麻薬等原材料(別表第2の21の3の項)の無承認輸出が最も多く、違反事案総数の約3割を占めています。麻薬等原材料が含まれる貨物は、接着剤、研磨剤、インク、塗料樹脂、建築用シール材等多岐にわたります。
- 違反事例の多くは、法令知識の欠如(輸出規制があることを知らず、成分の把握や該非判定を行っていなかった)によるものです。輸出者が認識していなくても、貨物に麻薬等原材料に指定されている成分が含まれていることがあります。
- 外為法により規制があることを認識し、新たに輸出する場合には、必ずその製品が規制貨物でないか(規制物質が含有されていないか)、メーカー等からその製品の情報(MSDS等)を入手して、確認することが重要です(該非判定)。
- 規制の概要、手続きは「当省 貿易管理 輸出申請 麻薬、向精神薬の原材料等」参照
- なお、麻薬等原材料の場合、麻薬及び向精神薬取締法により、別途、輸出入を業として行う旨の届出や、貨物によっては輸出入の都度の許可等が必要な場合がありますので、注意が必要です。(「厚生労働省各地方厚生局麻薬取締部麻薬取締官Webサイト」参照)

## 3(3)①. 違反事例(ワシントン条約ー化粧品)

### 違反事例④:

日本で市販されている化粧品(最終製品)を仕入れ、輸出することになった。当該化粧品にアロエが含まれていること、特定のアロエはワシントン条約で規制されていることは知っていたが、当該製品は日本国内で広く販売、使用されているものなので輸出しても問題ないと思いこみ、十分な成分の確認を行わず輸出した。実際にはキダチアロエ(附属書Ⅱ)が使用されており、輸出承認等が必要だった。

- アロエ属全種は、ワシントン条約附属書Ⅱに掲載されており、輸出入には承認等の手続きが必要です。品種によっては、附属書Ⅰに掲載され、より厳しい規制がなされているもの、逆にアロイ・ヴェラ(アロエベラ)のように、規制対象外となっているものもあります。成分を正確に把握し、適切に該非判定を行う必要があります。
- 事例のキダチアロエ(附属書Ⅱ)含有の化粧品を輸出する場合には、経済産業大臣の輸出承認を申請し、ワシントン条約に基づくCITES許可書を取得する必要があります。
- この他、原材料としてラン、サボテン、キャビアエキス等を使用した化粧品の輸出入で違反する事例が散見されますので、注意が必要です。
- なお、化粧品等に使用されているキャンデリラワックス(トウダイグサ属:附属書Ⅱ)は、平成22年6月23日から小売取引用に包装された完成品に限り、規制対象外(輸出承認手続き不要)となりました。
- ワシントン条約の規制の概要、手続きについては、「当省 貿易管理 ワシントン条約」参照

## 3(3)②. 違反事例(ワシントン条約ー皮革製品)

### 違反事例⑤:

海外で革製品を購入し、日本に携帯品として輸入することになった。素材に何が使われているか特に確認せずに輸入した。当該革製品にはワシントン条約附属書Ⅱに掲載されているワニ革が使われており、輸出国においてCITES許可書を取得し、輸入国において通関時確認を受ける必要があった。

- ワシントン条約規制貨物を輸入する場合は、輸出国当局からワシントン条約に基づくCITES許可書の発行を受けるとともに、日本に輸入する際には附属書の区分等により輸入承認、事前確認、通関時確認を経て輸入する必要があります。
- 事例のように、ワニ・ヘビ・トガケ等の革を使用した製品の中にはワシントン条約で保護されている種の素材が使用されている可能性があります。素材を確認して、該非判定及び必要な手続きを行う必要があります。
- ワシントン条約の規制の概要、手続きについては、「当省 貿易管理 ワシントン条約」参照

## 3(4)①. 違反事例(いわゆる迂回輸出(仕向地))

### 違反事例⑥:

北朝鮮在住の知人から注文を受け、日用品を中国を経由して北朝鮮に輸出することになった。中国到着以降の手配は知人に任せていたので、中国向けに輸出すると税関へ輸出申告し、輸出許可を受け輸出した。

当該輸出の仕向地は北朝鮮であり、北朝鮮を仕向地とする輸出は全面禁止とされているため、本来は輸出できないものであった。

- 現在、我が国では閣議決定に基づき、北朝鮮を仕向地とする、原則として全ての貨物について、輸出を禁止しています※。
- 外為法上の「仕向地」とは、輸出貨物の最終陸揚港の属する国又は領域を指します。  
([輸出貿易管理令の運用について](#)(輸出注意事項62第11号)別表第3の1-4-1「仕向地」参照)
- 事例のように、最終的に北朝鮮に貨物が陸揚げされることを認識している場合、仕向地は北朝鮮であり、第三国を経由する場合であっても外為法違反(無承認輸出)になります。
- 第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出については、その防止・取締のため、当省、税関及び警察等の関係機関が連携して、厳格に審査・検査等の対応を行っています。
- 北朝鮮にかかる輸出入の最新情報は「[対北朝鮮制裁関連](#)」参照

※外為法において、北朝鮮を仕向地として貨物を輸出する場合は経済産業大臣の輸出承認義務を課すことにより、禁止しています(仮に輸出承認申請しても承認されません)。

## 3(4)②. 違反事例(いわゆる迂回輸入(原産地、船積地域))

### 違反事例⑦:

中国で開催された商談会で、中国の企業から紹介を受けた北朝鮮産の水産物の購入を決め、中国を經由して日本に輸入した。

当該貨物の原産地は北朝鮮であり、北朝鮮を原産地又は船積地域とする輸入は全面禁止とされているため、本来は輸入できないものであった。

- 現在、我が国では閣議決定に基づき、北朝鮮を原産地又は船積地域とする、原則として全ての貨物について、輸入を禁止しています※。
- 外為法上の「原産地」とは、当該貨物の生産、製造又は加工の行われた場所の属する国又は地域を指します。「船積地域」とは、原則、現実に貨物の船積の行われた港の属する国又は地域をいい、輸入者が指定し、船荷証券に記載された船積港を認定の基準とします。(輸入注意事項34第10号(34.2.16)参照)
- 事例のように、仮に中国において貨物の積替、検品、パッケージ等を行ったとしても(船積地域が中国の場合でも)、当該貨物の原産地は北朝鮮であり、外為法違反(無承認輸入)になります。
- 第三国を經由した北朝鮮からの迂回輸入については、その防止・取締のため、当省、税関及び警察等の関係機関が連携して、厳格に審査・検査等の対応を行っています。
- 北朝鮮にかかる輸出入の最新情報は「[対北朝鮮制裁関連](#)」参照。

※外為法において、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入には経済産業大臣の輸入承認義務を課すことにより、禁止しています(仮に輸入承認申請しても承認されません)。

## 3(5)①. 違反事例(ATAカルネ)

### 違反事例⑧:

ワシントン条約附属書Ⅱに掲載されているワニの革を一部使用した服飾品を、日本で開催される展示会に出品するために一時的に輸入し、展示会が終わったら輸出することになった。海外の支店に、ATAカルネを取得させたので、輸出入承認等の手続きは一切不要だと思いこみ、何ら手続きをすることなく輸入した。輸出国においてCITES許可書を取得し、輸入国(日本)において通関時確認を受ける必要があった。

- ATAカルネ(物品の一時輸入のための通関手帳に関する条約(ATA条約)による通関手帳)は、商品見本や展示用物品、職業用具等の物品を、外国に持ち込み、さらにその国から持ち出してまた別の国に持ち込む、あるいは日本に持ち帰ってくるといった一時的に輸出入する場合、各国で輸入関税の免除等が受けられ輸出入通関が手軽にできる通関手帳です。しかしながら、ATAカルネを取得しても、輸出入承認等を必要とする貨物の場合、その輸出入承認手続が不要となるわけではありません。
- ワシントン条約規制貨物はATAカルネ利用による一時的な輸出入であっても、通常の輸出入と同様のワシントン条約に基づく輸出入承認が必要です。
- ATAカルネの有無にかかわらず、適切な該非判定を行う必要があります。

## 3(5)②. 違反事例(インターネット売買・個人輸入)

### 違反事例⑨:

インターネットサイトで日本では入手困難な昆虫標本を購入し、外国から直接自分あてに国際郵便等で届くことになった。輸入に係る法令、手続きについて特に確認しなかった。当該貨物はワシントン条約附属書Ⅱに掲載されているもので、輸出国においてCITES許可書を取得し、輸入国において通関時確認を受ける必要があった。(附属書Ⅰ(原則商業取引禁止)掲載種等で輸出国においてCITES許可書が取得できない場合、輸入できないものだった。)

- 個人であっても、外為法の規定に基づき承認等を要する貨物を自ら輸入しようとする場合は、その個人が輸入者となるため、輸入者として責任を持って法令確認し、法令に従った輸入手続を行う必要があります。
- 購入(輸入)しようとするものがワシントン条約掲載種であるか否か、該当する場合商業取引が可能なものか等を予め確認する必要があります。
- また、販売者に対し、CITES許可書を取得した上での販売であるか、適切に通関時確認等を受けられる発送方法であるか等を確認する必要があります。
- 例としてワシントン条約規制貨物を取り上げていますが、その他の輸入規制貨物を外国から購入・輸入する(自分あてに国際郵便等で届く)場合であっても、同様に輸入者として法令に従った輸入手続を行う必要がありますので、注意が必要です。
- 輸入規制貨物、手続きは、[「当省 貿易管理 輸入申請」](#)参照。



## 3(5)③. 違反事例(皮革等の委託加工貿易)

### 違反事例⑩:

日本国内で天然皮革のボール(球技用具)を製造・販売をしていたが、日本から加工原材料(天然皮革)を輸出し、X国でボールを製造して、日本に輸入販売することに切り替えることになった。特に法令を確認せず輸出を開始した。輸出を開始する前に委託加工貿易の輸出承認を取得する必要があった。

- 下記①の加工原材料を輸出して、海外で下記②の指定加工を行い、当該加工品を日本に輸入する場合(皮革等の委託加工貿易)は、輸出承認が必要です。
  - ①加工原材料:皮革(原毛皮及び毛皮を含む)及び皮革製品の半製品
  - ②指定加工:革、毛皮、皮革製品(毛皮製品を含む)及びこれらの半製品の製造
- カバン、財布、ポーチ、ボール(球技用具)などの皮革製品を国内製造から海外製造に切り替える場合に、本規制に該当すると認識せず、無承認で輸出してしまう例が散見されます。
- 契約に基づき輸出する加工原材料の総額(副資材も輸出する場合はその額を含む)が100万円以下の場合には、少額特例が適用となり輸出承認が不要です。
- 一つの契約を何回かに分けて輸出する場合、輸出毎の加工原材料の金額(税関申告額)だと誤認して違反する例も見受けられますので、注意が必要です。
- なお、ワシントン条約対象の皮革等の委託加工貿易で、契約に基づき輸出する加工原材料の総額が100万円以下の場合には、委託加工貿易の輸出承認は不要ですが、ワシントン条約貨物としての輸出承認が必要です。
- 規制の概要、手続きは「[当省 貿易管理 委託加工貿易](#)」参照

## 3(5)④. 違反事例(アスベスト(石綿)含有品)

### 違反事例⑪:

工作機械を初めて外国の企業(A社)から輸入することになった。その工作機械には断熱シール材が装着されていた。この断熱シール材について日本のアスベスト(石綿)規制に対応するため、アスベスト非含有を仕様とする契約を締結するとともに、A社発行のアスベスト非含有の証明書を取得した上で日本に輸入した。

しかしながら、輸入後に日本で検査をしたところ、当該断熱シール材に0.1%超のアスベストが含有されていることが判明し、本来は輸入できないものであった。

- 我が国では、労働安全衛生法により、アスベスト(石綿)及びその重量の0.1%を超えてアスベストを含有する製剤その他の物の製造・輸入・譲渡・提供・使用は禁止されており、外為法においても当該貨物の輸入を禁止しています※。
- アスベストの使用等については、何ら規制されていない国もあるため、外国の製造企業(輸出者)も意図せずにアスベストを製品に含有してしまった(共用の製造ラインに残存したものが混入した)事例や、アスベスト規制が緩やかな他国用に製造された汎用品が取り違えられて日本に輸出されてしまった事例などが散見されますので、注意が必要です。
- 事例のように、アスベスト規制が緩やかな外国の製造企業と初めて取引する場合など、外国の製造企業によるノンアスベストの自己証明では十分な確認ができないと思われる場合には、輸入申告前に、自社又は第三者機関において成分検査を行うなど、自社の責任で外為法違反(無承認輸入)を回避する対策が必要です。
- 労働安全衛生法における規制については「[厚生労働省:アスベスト\(石綿\)情報](#)」参照。

※外為法において、経済産業大臣の輸入承認義務を課しており、試験研究のため都道府県労働局長の輸入の許可を受けた場合を除き、輸入承認されません。